

業務委託契約に関する再委託ガイドライン

平成28年4月

印西市総務部
管財課契約検査班

1. 一括再委託とは	…	1
2. 一括再委託の禁止	…	1
3. 主要な部分と契約金額による判断	…	2
(1) 設計図書等への明示		
(2) 契約金額による再委託の判断		
4. 運用凡例	…	3
(1) 一括再委託となる場合		
(2) 一括再委託とならない場合		
(3) 一括再委託の例外措置		
5. 再委託の承諾	…	5
6. 相互供給の禁止	…	5
7. 罰則	…	5
8. その他	…	5
別紙様式1（再委託承諾申請書）	…	6
別紙様式2（再委託承諾書）	…	7

当該ガイドラインは、印西市の発注する委託業務等において、再委託を行う場合について、その適切な運用を定めるものです。

委託契約書約款（抜粋）

（一括委任の禁止）

第〇条 受注者は、この契約に係る履行の全部または発注者が設計図書等で指定した主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

3 前2項の規定に関わらず、緊急その他やむを得ない事情があると発注者が認めるときは、業務の全部または一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、当該発注者に対する書面による承諾は、事後によることができる。

4 発注者が指定または認める軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、承諾を要しないものとする。

1. 一括再委託とは

契約に係る履行の全部または発注者が仕様書などの設計図書等（以下「設計図書等」という。）で指定した主要な部分もしくは、概ね契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委任又は請け負わせることをいう。

2. 一括再委託の禁止

業務の全部又は主要な部分もしくは、概ね契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委任し又は請け負わせることは、**原則禁止**とする。

3. 主要な部分と契約金額による判断

主要な部分と契約金額の2分の1以上に相当する業務の再委託は、一括再委託に該当し、再委託できません。

再委託を実施する場合の取扱いは、次のとおり定める。

(1) 設計図書等への明示

業務の履行にあたっては、受注者が自ら履行しなければならないものについては、設計図書等に「主要な部分」として、原則明示する。

主要な部分として明示された業務の再委託はできません。

《業務の分類》

○主要な部分（再委託できないもの）

- ・当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務
- ・当該業務における基本的または中心的なものに位置付けられている業務

○第三者が行っても差し支えない業務（承諾を得て再委託できるもの）

- ・当該業務を行うにあたり必要なものではあるが、付随的な業務
- ・当該業務の基本的又は中心的なものに対して、補助的な業務

○軽微な業務（承諾を要せずに再委託できるもの）

- ・簡易なもの（資料の収集・整理、単純な集計等）

注：業務の分類は、それぞれに区分しておく必要があります。

(2) 契約金額による再委託の判断

設計図書等に「主要な部分」の明示ができない場合は、概ね契約金額の2分の1以上に相当する業務の再委託は、「一括再委託」に該当するものとし、これを禁止します。

注：当該事業の履行にあたり、再委託が想定される場合には、契約後速やかに受注者から内訳書の提出を求める必要があります。

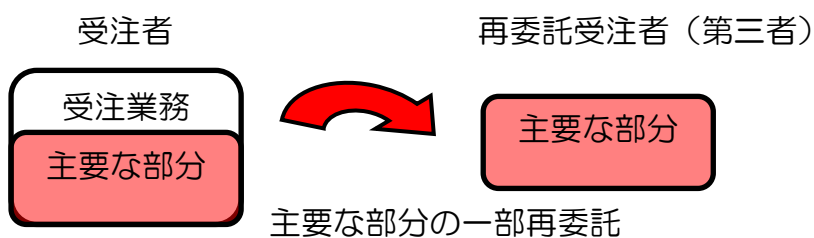
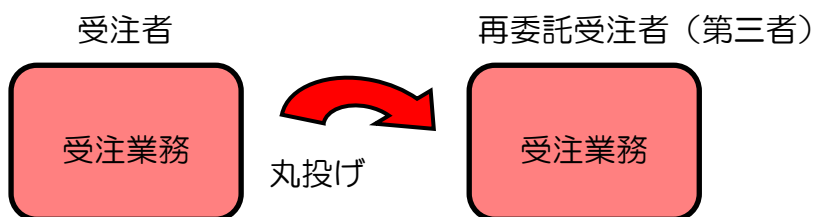
4. 運用凡例

再委託の運用にあたっては、業務内容及び形態が多岐、多彩であることから、次のとおり判断例を示します。

(1) 一括再委託となる場合

以下の示す事項は、再委託の承諾ができない場合

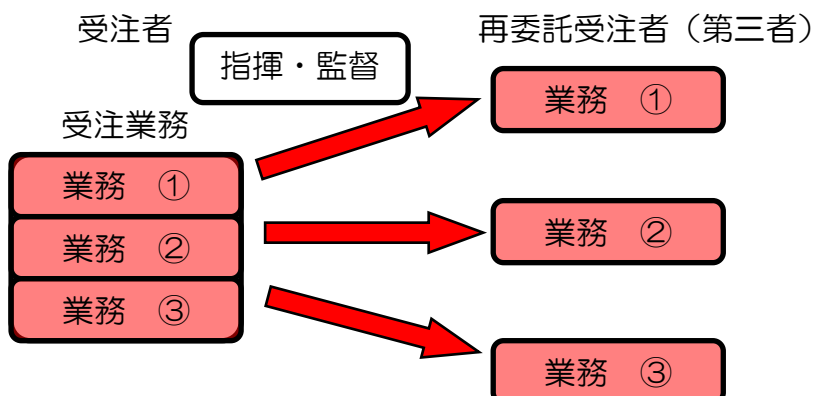
○全ての業務委託又は主要な部分の一部を一者に再委託しようとする場合



※主要な部分とは、業者選定時の営業種目及び取扱品種目を示す。

※金額による判断についても同様に取り扱います。

○全ての業務を分割し複数業者に再委託しようとする場合

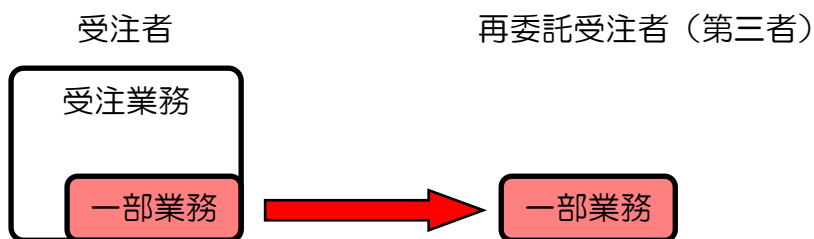


※業務を細分化して、複数の者に再委託、自ら契約の履行場所に常駐していないなど、指揮・監督等を実施していることを認められない場合

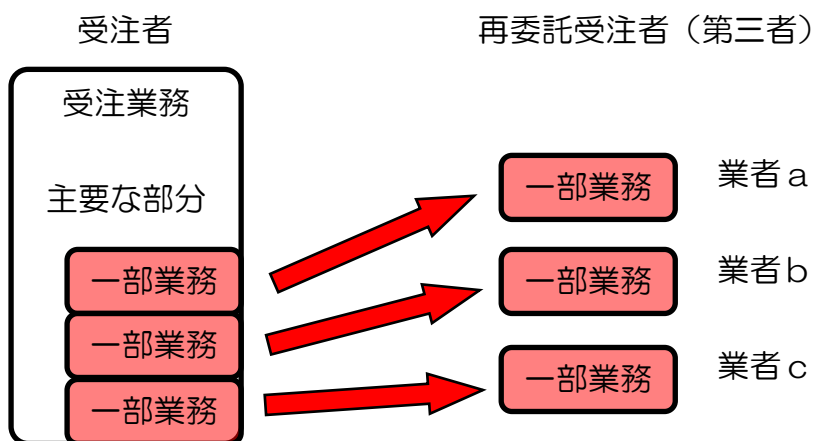
(2) 一括再委託とならない場合

再委託承諾申請書の提出を受け、承諾することのできる場合

○全ての業務委託又は主要な部分の一部を一者に再委託しようとする場合

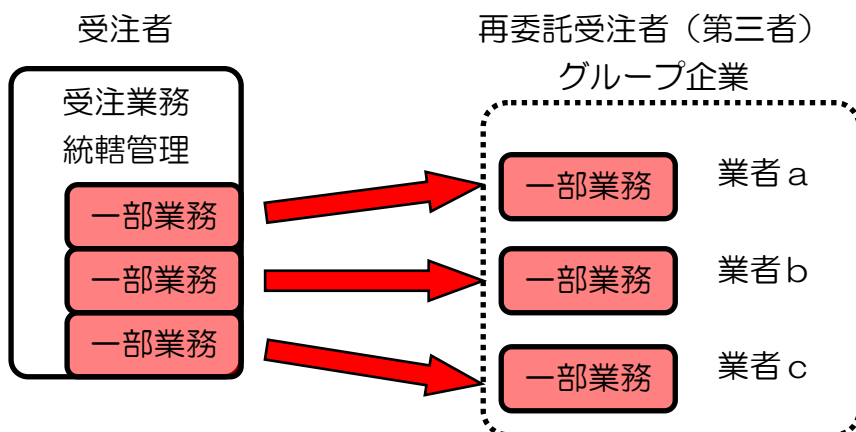


○多数の業種を含む業務を一括し、複合業務として委託した場合において、一部自ら実施できない業務を第三者に委託する場合



総管理業務等、業務内容が多岐に亘り、一者単独での履行ができない場合で、主要な部分を明記している場合

○業務を細分化して複数の者に再委託するが、自ら再委託の相手方にそれぞれの業務について、直接の指揮、監督、検査等を実施し、作業に直接的に関与する場合



※グループ企業の間で役務提供を分業している場合など

(3) 一括再委託の例外措置

自らが直接業務を行っていたが、災害等の緊急の事情により再委託をする必要が生じ、これを認めたとき

※災害等により自らが業務の直接履行が困難となり、再委託しなければ市民生活等に影響のあると認める場合には、再委託をすることができる。

5. 再委託の承諾

再委託の承諾手続きについて、下記のとおり実施するものとする。

(1) 受注者は、業務の一部を再委託しようとする場合には、別紙様式1「再委託承諾書」により、発注者の承諾を受けなければならない。

(2) 発注者は、「再委託承諾書」の提出を収受した場合には、再委託をしようとする業務の一部の内容、再委託先を速やかに審査し、別紙様式2「再委託承諾書」を交付するものとする。

6. 相互供給の禁止

相互供給の禁止とは、受注者が当該業務の入札行為において、競争相手であった入札参加者に業務の一部を再委託することをいう。

この行為については、再委託先が自ら応札した額を下回る額で業務を履行することとなるなど、社会通念上不適切であり、これを原則禁止します。

※災害等により自らが業務の直接履行が困難となり、再委託しなければ市民生活等に影響のあると認める場合には、再委託をすることができる。

7. 罰則

当該業務の履行にあたり、無断で再委託を行った場合や相互供給を行った場合には、印西市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定により、その業務に係わった者に罰則を科します。なお、当該業務が完了した後にその行為が判明した場合であっても、同様に罰則を科すものとします。

8. その他

建築士法第22条の3の3に定める記載事項においてもガイドラインに示すとおり再委託の承諾を必要とするものとし、取り扱うこととします。

再委託承諾申請書

印西市長 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

契約の履行にあたり、下記のとおり再委託したいので承諾くださるよう申請いたします。

記

- 1 委託業務の名称
- 2 再委託の業務内容
- 3 再委託の相手方
 - (1) 所在地又は住所
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 代表者氏名
 - (4) 再委託の業務責任者となる者の職・氏名
 - (5) 電話番号
 - (6) 再委託予定金額
- 4 添付書類（見積書等の業務内容及び予定金額、同種業務の実績を示す書類）

※再委託先との契約書等の写しは、承諾後、発注者に提出してください。

※複数のものに再委託を実施する場合には、その体制のわかる書類を作成し、提出してください。

※再委託の相手方となったものが、さらに第三者に再委託を実施する場合においても、同様にガイドラインを適用します。

再 委 託 承 諾 書

(受 注 者) 様

印西市長

印

平成 年 月 日付けで申請のあった再委託については、下記の条件を付して承諾します。

記

- 1 委託業務の名称
- 2 再委託の業務内容
- 3 再委託の相手方
 - (1) 所在地又は住所
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 代表者氏名
- 4 再委託の承諾の条件
 - (1) 受注者は、承諾を得て再委託との相手方となったものが、さらに第三者に委託する場合にあってもその業務を一括して委託又は、請け負わせることはできない。
 - (2) 受注者は、再委託の相手方の業務の履行により、本市に損害を与えたときは、受注者が本市に対する賠償の責を負うこと。
 - (3) 委託業務の内容で再委託の相手方による再委託の業務内容の履行に係る部分に瑕疵があったときは、受注者が契約の規定による瑕疵担保責任を負うこと。
 - (4) 再委託にあつては、受注者は、再委託の相手方に対する対価の支払い等について適正な取り扱いを行うこと。
 - (5) 再委託の相手方が、この承諾の条件に違反した場合には、この承諾を取り消すものとする。この場合において、受注者に損害が生じた場合であっても、本市はその一切の賠償の責を負わない。